

第5期旭川市地域福祉計画

旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画

(イメージ案)

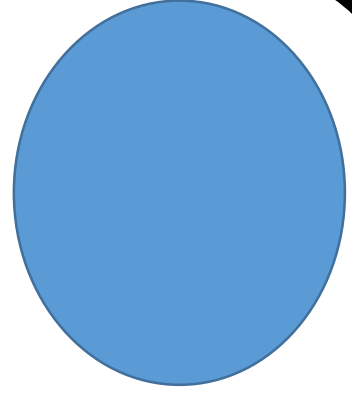
<令和6年度～令和11年度>

令和6年 月

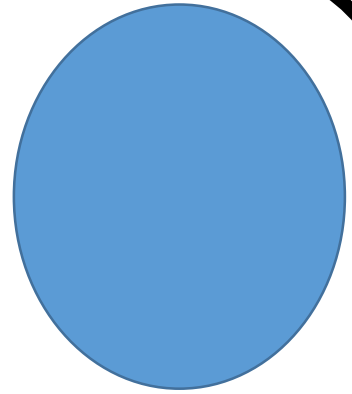
旭川市

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

旭川市長 今津寛介



旭川市社会福祉協議会
会長 桑畠保夫



<目次>

第1章 計画策定に当たって

- 1 地域福祉とは 1ページ
- 2 計画策定の趣旨（背景・目的） 4ページ
- 3 計画の位置づけ 9ページ
- 4 計画の名称及び期間 10ページ
- 5 計画の策定体制 11ページ

第2章 旭川市の地域を取り巻く現状と課題，解決の方向性について

- 1 統計データから見る旭川市の現状 13ページ
- 2 アンケートから見る旭川市の地域福祉の現状 17ページ
- 3 前計画の総括を踏まえた旭川市の地域福祉の現状と課題
・解決に向けた方向性 19ページ

第3章 計画の基本的事項

- 1 基本理念 27ページ
- 2 計画の体系 28ページ
- 3 地域福祉の推進に関わる個人や団体 30ページ
- 4 地域福祉の範囲とそれぞれの役割や取組 31ページ

第4章 目指す地域・基本的な考え方に基づく取組 <32～37ページ>

目指す地域像1

個性や多様性を互いに受け止め，その人らしく暮らすことができる地域
. 〇〇ページ

目指す地域像2

一人ひとりが自分らしく活躍し，協力して課題解決を目指す地域
. 〇〇ページ

目指す地域像3 誰一人取り残さず，困りごとに寄り添う地域

. 〇〇ページ

目指す地域像4 みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域

. 〇〇ページ

第5章 計画の推進

- 1 旭川市及び旭川市社会福祉協議会の取組事業一覧 〇〇ページ
- 2 計画の進行管理及び評価 〇〇ページ

別冊 資料編

第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

『福祉』という言葉には「幸せ」「快適に暮らす」という意味があります。その『福祉』と『地域』が合わさった『地域福祉』は、それぞれの地域の中で【誰が】【誰と】【どこで】【どのような】そこに住むみんなの幸せを創っていくかを考え実践することと言えます。

社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「法」と言います。）では、地域住民を事業者や社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置付けていることを踏まえると、私たち一人ひとりが地域（地域に住むみんな）の幸せを創る主役ということになります。

人口減少、社会・経済状況が変化する中で、これまで分野ごとに整備してきた公の福祉制度では、対応することが難しい困りごとが地域において増えてきている状況です。

また、地域では個人の多様な考え方や生活スタイルの変化も相まって、住民間のつながりが希薄化し、様々活動を行う担い手の高齢化・固定化も進み、ちょっとした困りごとを支え合う体制が当たり前ではなくなっている状況にあります。

このような中で、今後わたしたちの『福祉』はどうあるべきでしょうか。

この計画では「行政」「社協」「福祉専門職」「(地域に住む) ○○さん」と言った特定の誰かだけが、困っている人を支援するのではなくではなく、「誰かの困りごと」を「我が事・我が地域の課題」と捉え、それぞれの立場でできることを持ち寄ってみんなが協力し、その課題をどのよ

うに解決できるかを模索することの大切さを共有したいと考えています。

また、地域での活動や課題解決に向けた取組を通して、他者との相互理解が深まっていくことは非常に有意義なことです。地域福祉の場面に関わらず、未知のもの・未体験のことに対する抵抗を無意識に感じることもあるかもしれませんが、実際に関わりを持ってみる（知る）ことで、当初抱いていた偏見や思い込みがなくなり、その人らしさを互いに理解した上で地域で一緒に生活ができるようになるかもしれません。そして、このような小さな理解の輪が幾重にも重なり広がることで、地域そして旭川市から、孤独や孤立・差別・排除等なくなっていくのではないのでしょうか。

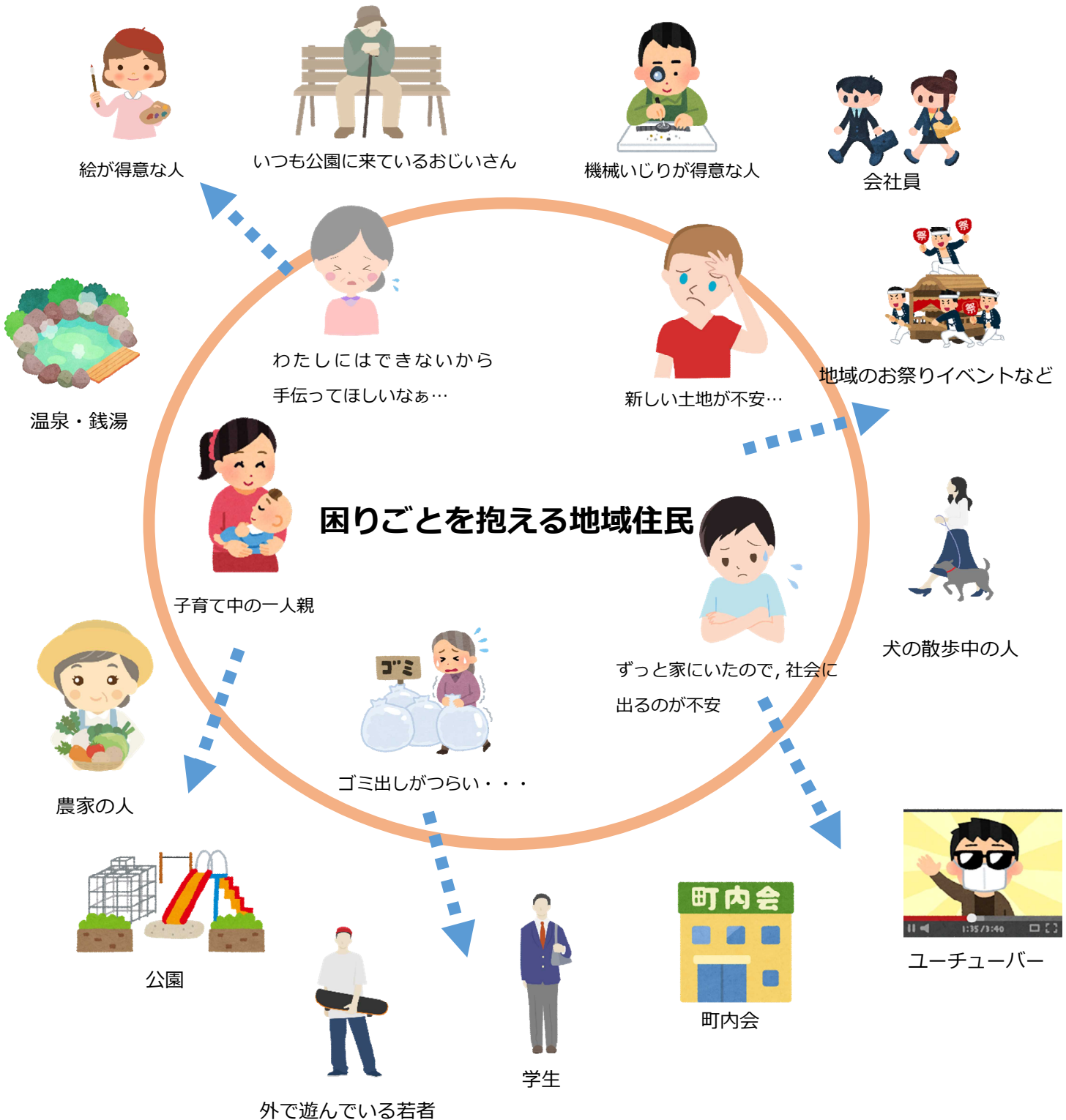
地域福祉の活動は誰かに強制されて行うものではありません。しかし、自分の行える範囲で誰かを支える取組は、巡り巡って自分をも支えてくれる（自分も安心・安全に暮らすことができる）地域への変容をもたらし、結果として、お互いに心地よく共生することができるようになるものだと考えます。

自分とは異なる他者と共に暮らす中で取組を進める地域福祉…当然すぐに結果がでないこともあると思いますが、どうしたら良いかを考え、何か一つでも行動してみる、そのこと自体が地域福祉であると私たちは考えます。

地域福祉を考えてみよう

私たちが住む地域には、多様な人が生活しており、色々な資源（人・場所・仕組みなど）があります。下の絵を見て、**【誰が】【誰と】【どこで】【どのように】**活動することで、地域やそこに住むみんなの幸せの実現につながるでしょうか。是非考えてみてください。

※ 「こんな人も活動に参加してくれたら良い」「こんな人・場所・仕組みが地域にあると良い」という視点も大切です。



2 計画の趣旨

(1) 国の動向

少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、社会・経済の存続の危機に直結しており、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（平成 27 年）を経て、平成 28 年に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは「子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」旨の方向性ととも、そのために「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍出来る地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

以後、平成 30 年 4 月に改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「法」と言います。）では、地域住民を事業者や社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けることや、地域福祉の推進に向け必要となる包括的な支援体制の整備を自治体の努力義務と等が規定されました。また、令和 3 年 4 月に施行された法改正では、各市町村が包括的な支援体制を構築するため、『属性を問わない相談支援』『多様な社会参加に向けた支援』『地域づくりに向けた支援』を一体的に整備する重層的支援体制整備事業が創設され、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を積極的に図っています。

(2) 市の動向

第4期旭川市地域福祉計画（以下「第4期計画」と言います。）の基本理念等にのっとり各種施策を進めてきました。計画期間においては、新型コロナウイルス感染症が流行し、福祉だけではなく市が実施する多くの事業の縮小や中止を余儀なくされる中、コロナ禍により影響が生じた個人や事業者等への各種支援事業を実施しつつ、第4期計画において「重点的な取組」として位置づけた次の2点を中心に各事業の推進を図っています。

■ 包括的支援体制の在り方についての検討

包括的支援体制の構築の前提として、庁内外における各般の検討を経て、本市の地域共生社会の理念並びに市の責務及び住民その他地域福祉の推進に関わる個人や団体が果たす役割等を規定した旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例（以下「条例」と言います。）を令和4年3月に制定しました。条例に基づき、地域共生社会の実現に向けた取組として、国の重層的支援体制整備事業を活用し旭川市社会福祉協議会（以下「市社協」と言う。）への委託により『地域まるごと支援員』を配置し、制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を抱える市民に対し、関係機関との連携のもと包括的に支援する体制の整備を行いました。

■ 地域福祉活動の担い手が広がる取組

地域福祉活動の担い手の負担軽減を図る取組として、地域まるごと支援員による担い手支援を実施するほか、民生委員児童委員について業務軽減と情報アクセスの改善を図ることを目的とした、ICT・AI技術を活用した専用ポータルサイトの開発や、タブレット端末を貸与する事業を段階的に開始しています。

（目的）

第1条 この条例は、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）地域共生社会 誰もが必要に応じた適切な福祉的支援又は配慮を受けながら、可能な限り経済活動（就労、消費等の活動をいう。）、市民活動（地域活動、ボランティア活動等の活動をいう。）、趣味の活動（文化芸術活動、スポーツ等の活動をいう。）等（以下「経済活動等」という。）に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域をともに創り、及び支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる社会をいう。

（2）から（11）まで （略）

（基本理念）

第3条 地域共生社会の実現に向けた施策は、次に掲げる事項を目的として推進されなければならない。

（1）福祉的支援を必要とする市民が個性及び多様性を認められ、個々の状況に応じた適切な支援又は配慮を受けることで、福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、それぞれの望む形で快適に暮らせること。

（2）福祉的支援を必要とする市民及びケアラーが、経済活動等を通じて社会の中で活躍の機会を得ることができること。

（3）福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、個々の状況に応じた健康増進、介護予防その他の福祉サービスを楽しみ、健康保持に努めることができること。

（4）関係団体、地域活動団体及び事業者が、単独で又は他の関係団体、地域活動団体及び事業者と連携して、市及び関係する公的機関との役割分担の下、市民相互の支え合いにより、地域生活課題を解決できること。

第4条から第13条まで （略）

(3) 市社協の動向

第4期計画と整合性を確保した第6期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第6期計画」と言います。）に基づく取組を進めてきました。コロナ禍により人と人とのつながりが抑制され、地域福祉に係る地区社会福祉協議会（以下「地区社協」と言います。）、ボランティア及び民生委員・児童委員の活動等が制限される期間が続きましたが、それぞれの活動主体の創意工夫により、地域共生社会の実現に向けた事業を実施しました。

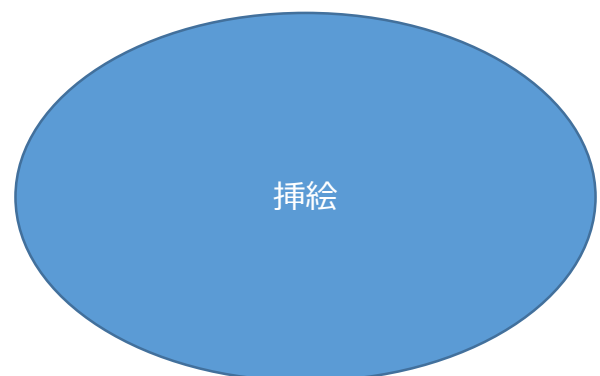
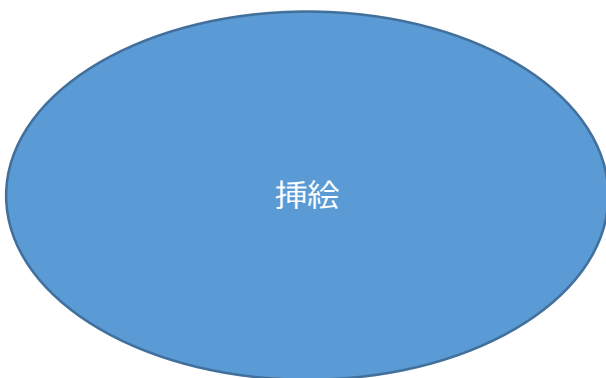
市社協では、国が令和2年2月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的に困窮する世帯に対して創設した生活福祉資金の特例貸付制度の相談窓口として7,000件以上の申請を受け付けました。令和3年度からは、コロナ禍で不安を抱える女性を対象とした「不安を抱える女性相談支援事業」を市より受託し、相談支援や生理用品の配布等を実施しました。

また、当事者団体からの声に応え、契約や財産管理等に不安を抱える人を支えることを目的とした法人後見事業の実施や、市から移管を受けた住宅要配慮者居住支援協議会事務局として、生活の基盤となる住まいの確保に課題を抱える市民の民間住宅への居住支援に取り組むとともに、市との継続的な協議等を経て、主に高齢者を支援対象とした生活支援コーディネーターを地域まるごと支援員に発展的に改め、幅広く困りごとを抱える市民に対して「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施しています。

地区社協の活動に対しては、担い手確保のための「ボランティアセンター設置」や、災害時に自ら避難することが困難な市民の「個別避難計画策定」を助成メニューに加え、さらに令和5年度からは民生委員・児童委員退任者を福祉委員に委嘱する取組を試行的にスタートさせています。

(4) 計画の策定に当たって

- これまで、法に基づき市が策定した「地域福祉計画」と、地域福祉の推進を目指すための住民等の活動計画として市社協が作成した「地域福祉活動計画」について、前計画の期間終了に伴い、条例を踏まえ一体的な計画として策定するものです。
- 国の地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえ、前計画の内容の総括、市民意見の聴取、有識者・福祉関係者等で構成される市の附属機関外各種会議体における調査・検討、審議を経て計画を作成しています。
- 地域福祉に関わる全ての個人や団体がそれぞれの果たすべきこと認識するとともに、互いの役割を共有し、地域共生社会の実現に向かって協働して取組を進めることを目指す計画とします。



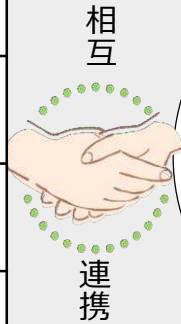
3 計画の位置づけ

この計画の位置付け及び各計画との関連については、次のとおりです。

旭川市総合計画（基本構想・基本計画・推進計画）【H28年度～R9年度】

第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画

- 生活困窮者自立支援制度実施方針
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画
- 再犯の防止等の推進に関する法律に規定される地方再犯防止推進計画
- 重層的支援体制整備事業実施計画



旭川市
社会福祉協議会

[一体的な計画策定]

"地域における"上位計画

理念の共有

地域福祉の取組として一体的に展開

- 旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 旭川市障がい者計画
- 旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 旭川市子ども・子育てプラン
- 健康日本21旭川計画
- 旭川市国民健康保険健康事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画

庁内の福祉に関する計画

- 旭川市住宅生活基本計画
- 旭川市住宅確保要配慮賃貸住宅供給促進計画
- 旭川自殺対策推進計画
- 旭川市地域防災計画
- 旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）
- 旭川市地域自治推進ビジョン

庁内の福祉以外に関する計画

～地域共生社会の実現～

4 計画の名称及び期間

(1) 計画の名称

名称は「第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画」とします。なお、地域福祉の推進に関わる個人や団体が親しみを感じ、計画の趣旨等が広く浸透するよう『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○』という愛称を設定しました。

(2) 計画の期間

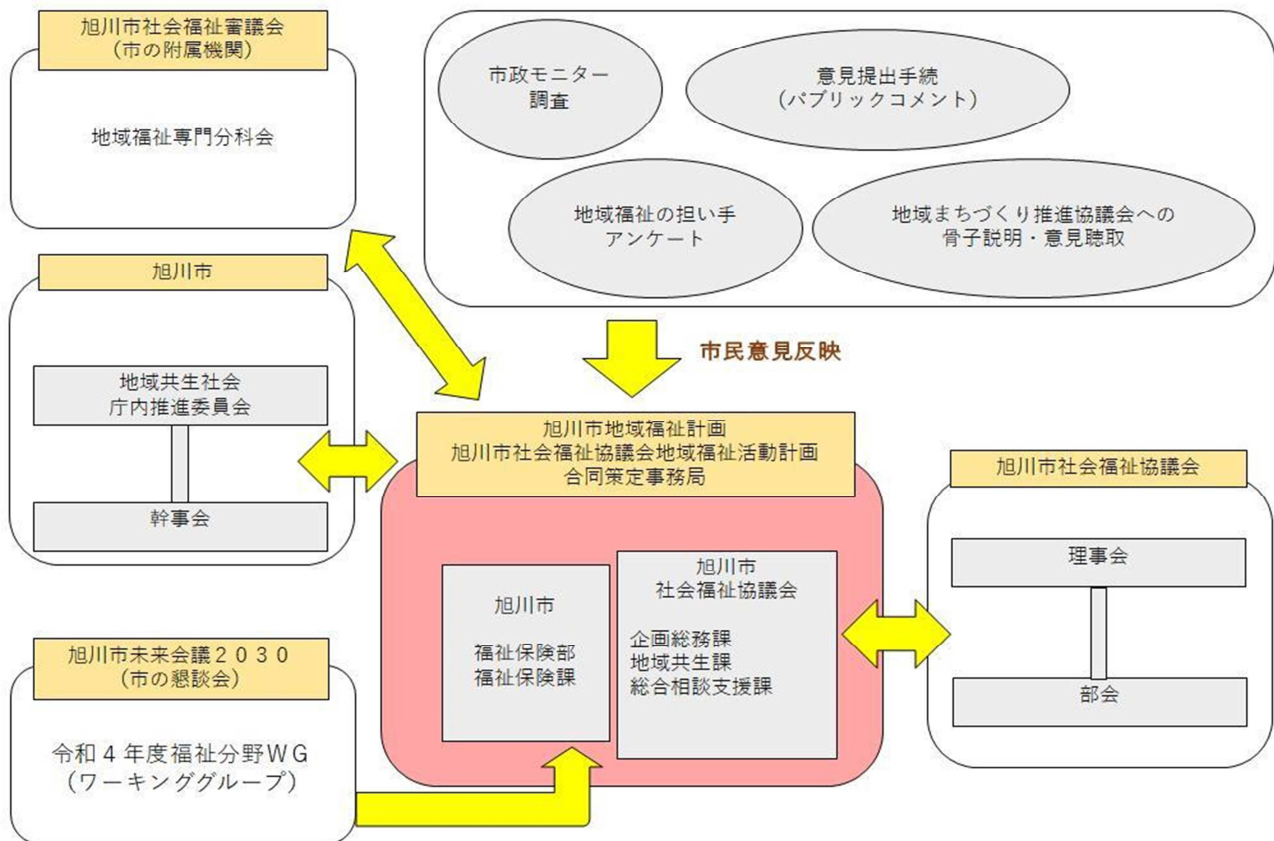
令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、この計画の上位計画である旭川市総合計画（基本計画）と、この計画が“地域における上位計画”として位置付けられる各個別計画の計画期間は、下表のとおりです。

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
旭川市総合計画（基本計画）	→					終期未定
旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画	←→					
旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	→			→		
旭川市障がい者計画	→		終期未定			
旭川市障がい福祉計画・旭川市障がい児福祉計画	→			→		
旭川市子ども・子育てプラン	→	→				
健康日本21旭川計画	～ 令和17年度					
旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画	→					

※ 点線は策定予定を表します。

5 計画の策定体制



(1) 旭川未来会議 2030【令和4年度福祉分野WG（ワーキンググループ）】

標記会議は、市民が主体的にまちづくりに参画し「2030年の旭川」のあるべき姿を議論することを目的に開催された市の懇談会です。ワーキンググループの一つとして設置された福祉分野では、市民にとって身近な福祉と言える「地域福祉」をテーマとして、学識経験者・福祉各分野の当事者団体や支援関係者、地域福祉の担い手及び公募参加者など総勢15人で、計画の策定の基礎とするための意見交換を行いました。

会議では、それぞれの立場から見る、本市地域福祉の現状と課題、課題に向けたアプローチ方法等について議論を行い、まとめとして「2030年の（福祉分野における）旭川のあるべき姿」に係るスローガンを設定した上で、市長への報告を行いました。

(2) 市民意見の聴取

地域福祉の推進の主体である地域に暮らす住民の意見を反映させることを目的として、計画策定の各段階において、次のとおり市民意見聴取の機会を設けました。

地域福祉の現状と課題・課題の解決方法等に関する意見聴取として	
	<p>市政モニター調査（地域福祉に関する意識調査）【令和5年6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政モニターとして登録のある135人を対象として実施 ○回答者数80人（回答率61.1%）
	<p>地域福祉の担い手調査【令和5年6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の担い手である民生委員児童委員760人及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」と言います。）の活動者255人【51地区（休止中除く）×5人】を対象として実施 ○回答者数491人（回答率48.4%）
計画骨子（案）に対する意見聴取として	
	<p>意見提出手続（パブリックコメント）【令和5年9月～10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意見提出者数3人（意見数5件） ○意見概要 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の担い手不足及び負担軽減の解決に向けた意見 ・全ての人がある程度就労や社会活動に参加するための取組に関する意見 ・市職員と地域、市社協と地域との関わりの在り方に関する意見
計画骨子への内容の肉付けに関する意見聴取として	
	<p>地域まちづくり推進協議会への骨子説明及び意見聴取 【令和5年10月～令和6年1月（現在継続中）】</p> <p>（今後記載）</p>

（3） 計画に係る審議

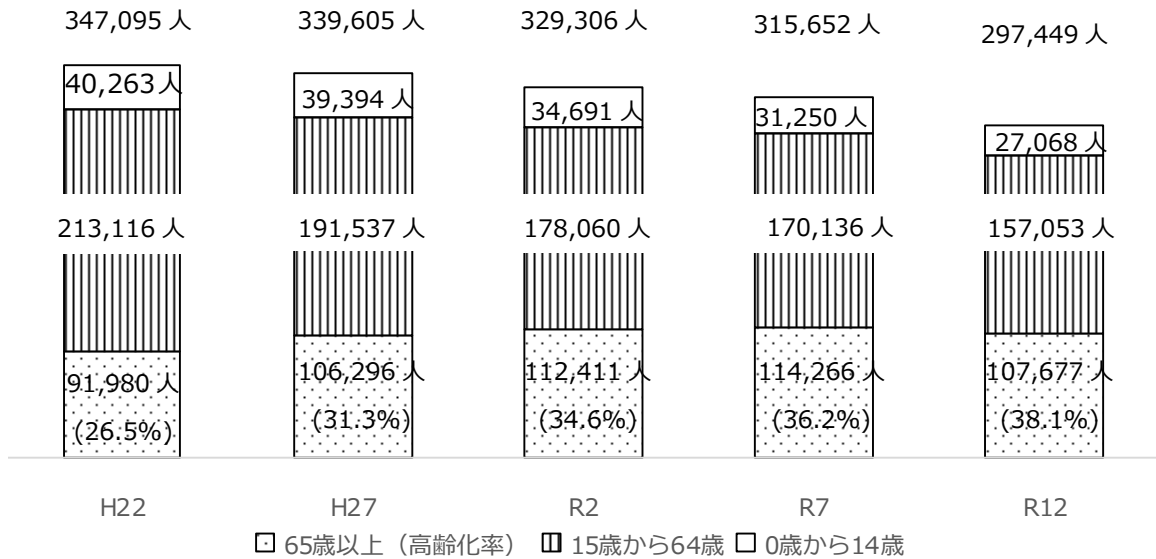
これらの意見を踏まえ、市及び市社協の会議体で調査・検討を行うとともに、市の附属機関である旭川市社会福祉審議会において、地域福祉専門分科会での幅広い分野の参加者からの専門的・多角的な意見聴取を踏まえ、審議を行い計画を策定しました。

第2章 旭川市の地域を取り巻く現状と課題，解決の方向性について

1 統計データから見る旭川市の現状

○ 人口・年齢別割合の状況

人口が減少しており，若年層や労働年齢層が減少し，65歳以上の高齢者層の割合が増えています。



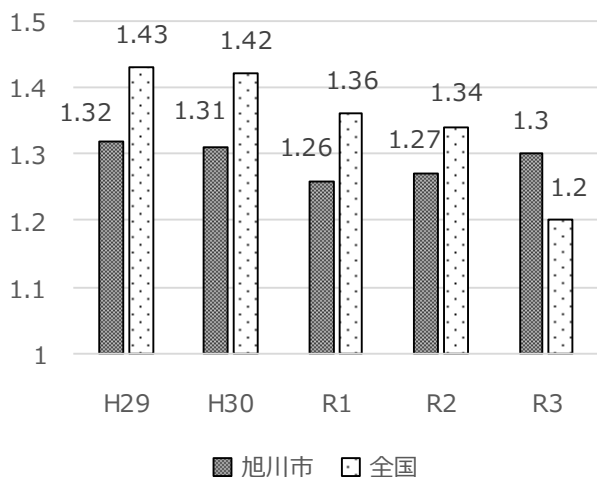
【国勢調査・旭川市】

※ R7及びR12年度については「旭川人口ビジョン（改訂版）令和2年3月」パターン①をもとに推計しています。

○ 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率は全国平均を下回っていましたが，R3年に全国平均を上回りました。

全国と旭川市の合計特殊出生率の比較

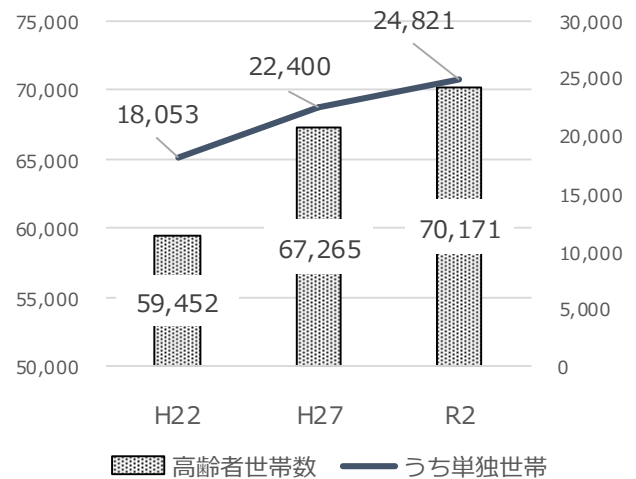


【旭川市・各年】

○ 旭川市の世帯の状況

高齢化の進行に伴い単独世帯数が増加しています。

高齢者世帯と高齢者単独世帯の推移



【国勢調査・旭川市】

○地域まちづくり推進協議会 地区別の人口の状況

(令和5年5月末現在/住民基本台帳)

地域まちづくり推進協議会とは、地域特性に応じた個性あるまちづくりを推進するため、地域で活動するさまざまな団体が一堂に会し、地域課題への取組方法を検討するなど、住民に立った自由なまちづくりを進める場として設置しています。

所管区域を地域づくりの基本的な範囲とし、令和5年現在、市内を15地域に分けて協議会が設置されています。

地域まちづくり推進協議会	世帯(数)
① 東光	25,772
② 豊岡	13,230
③ 中央・新旭川	24,758
④ 神居	16,410
⑤ 神楽	8,854
⑥ 緑が丘	9,645
⑦ 北星	16,974
⑧ 江丹別	138
⑨ 春光台・鷹の巣	5,868
⑩ 春光	8,143
⑪ 末広	14,064
⑫ 永山	21,933

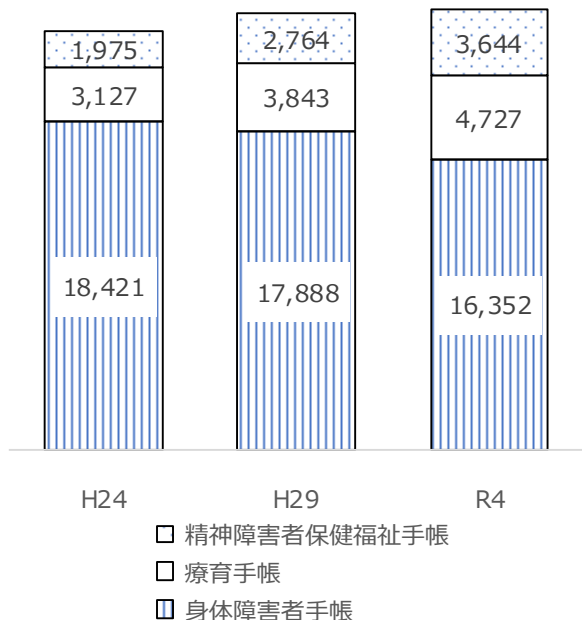


⑬ 東旭川	6,625
⑭ 西神楽	1,477
⑮ 東鷹栖	2,458

地域まちづくり推進協議会	人口	人口割合		
		0~14歳人口割合	15~64歳人口割合	65歳以上人口割合
① 東光	48,146人	10.8%	55.2%	34.0%
② 豊岡	23,551人	10.7%	55.1%	34.2%
③ 中央・新旭川	38,735人	8.5%	56.9%	34.6%
④ 神居	29,652人	9.5%	51.1%	39.4%
⑤ 神楽	16,562人	11.7%	54.3%	34.0%
⑥ 緑が丘	18,626人	10.6%	54.4%	35.0%
⑦ 北星	29,998人	10%	56%	34%
⑧ 江丹別	225人	8.2%	45.1%	46.7%
⑨ 春光台・鷹の巣	11,181人	9.4%	52.7%	37.8%
⑩ 春光	15,351人	11.3%	55.9%	32.8%
⑪ 末広	27,439人	10.8%	52.4%	36.7%
⑫ 永山	40,978人	10.5%	56.5%	33.0%
⑬ 東旭川	13,009人	10.2%	53.7%	36%
⑬ 西神楽	2,787人	7.0%	43.9%	49%
⑮ 東鷹栖	4,978人	11.8%	50.5%	37.7%

○ 旭川市の障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳の交付者は減少する一方、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付者は、年々増加しています。



【旭川市・各年3月末】

○ ひきこもり※の推計値

H27年調査

15～39歳 → 出現率 1.57%

(旭川市推計値：1,098人)

H30年調査

40～64歳 → 出現率 1.47%

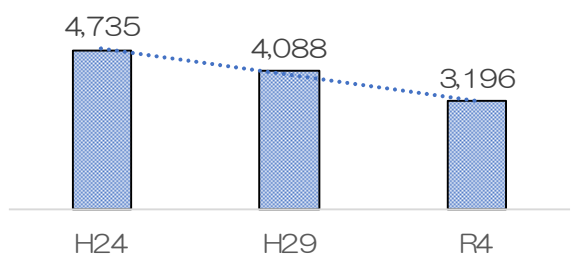
(旭川市推計値：1,698人)

※さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

【内閣府（生活状況による調査）をもとに推計】

○ 旭川市の児童扶養手当受給者の推移

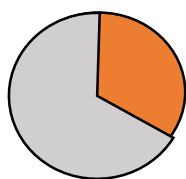
児童扶養手当の受給者数は、児童人口の減少に伴い下降しています。



【旭川市・各年度】

○ 市の民生費の歳出割合

市の歳出全体のうち、民生費（※）が占める割合は、約4割となっています。

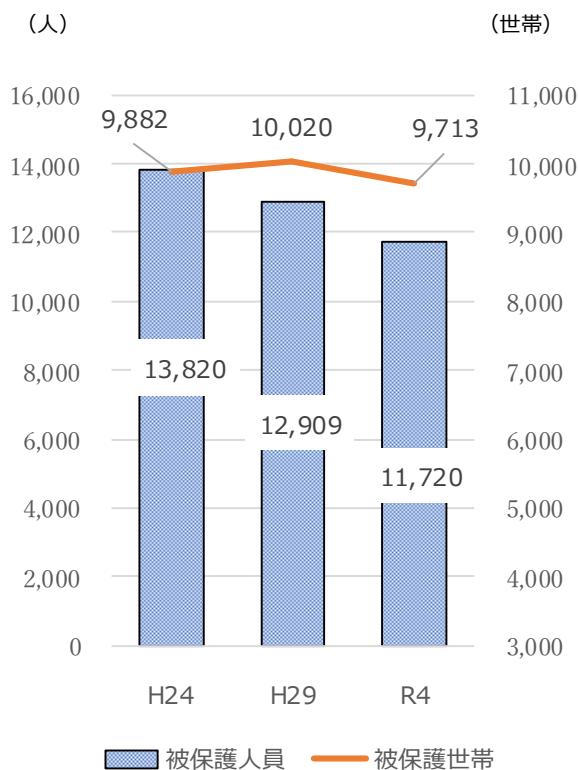


※お年寄りや障がいがある人、子育てなどを支えるためのお金

【旭川市・R4年度】

○ 旭川市の生活保護の被保護人員・世帯数の推移

被保護人員は減少しており、被保護世帯は横ばい又は微減しています。

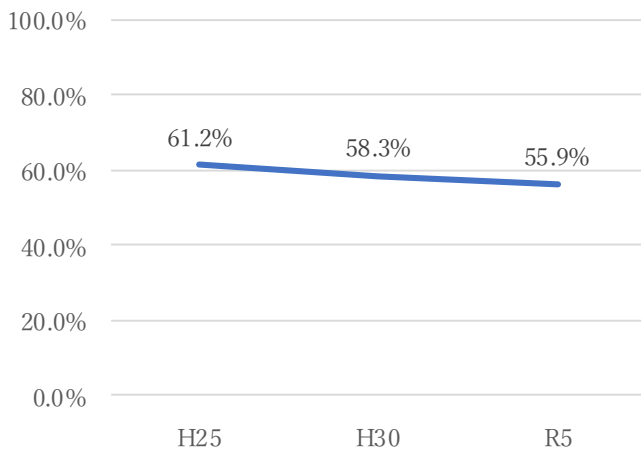


【旭川市・各年度月平均】

○ 旭川市の町内会加入率

町内会加入率は緩やかに減少しています。

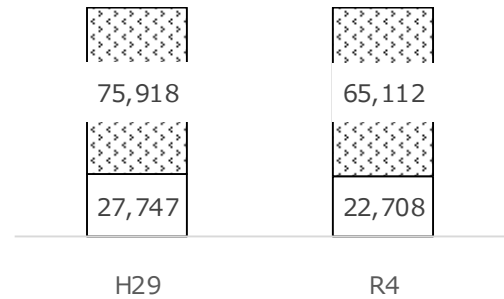
町内会加入率



【旭川市・各年度当初】

○ 民生委員児童委員の活動状況

相談支援件数，サロン等の活動件数（※）ともに大きく変わりなく活動を継続しています。



■ サロン等の活動件数 (回)

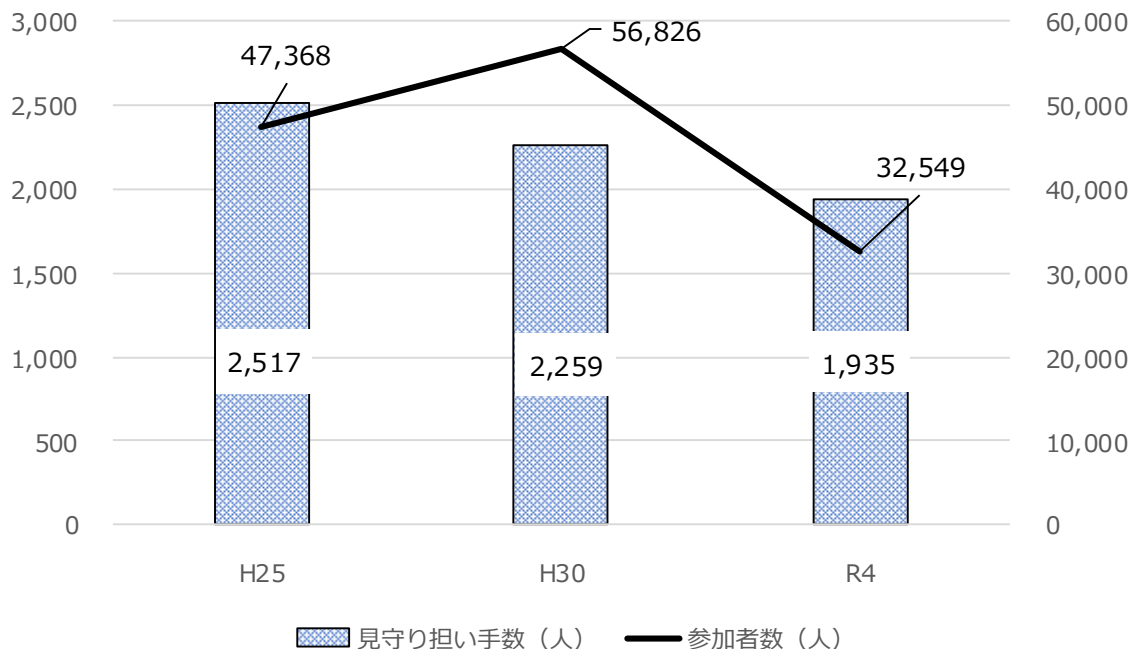
□ 相談・支援件数 (回)

※「サロン等の活動」はサロンや行事などの地域活動や会議，研修など

【旭川市・各年度（福祉行政報告例）】

○ 地区社会福祉協議会の活動推移

見守りの担い手が減少し，ふれあいサロン参加者も同様に減少しています。



※安心見守り事業…病気や障がい等で不安を抱えている人や，日常生活上の不安を抱えている人などを隣近所の住民同士で見守る活動

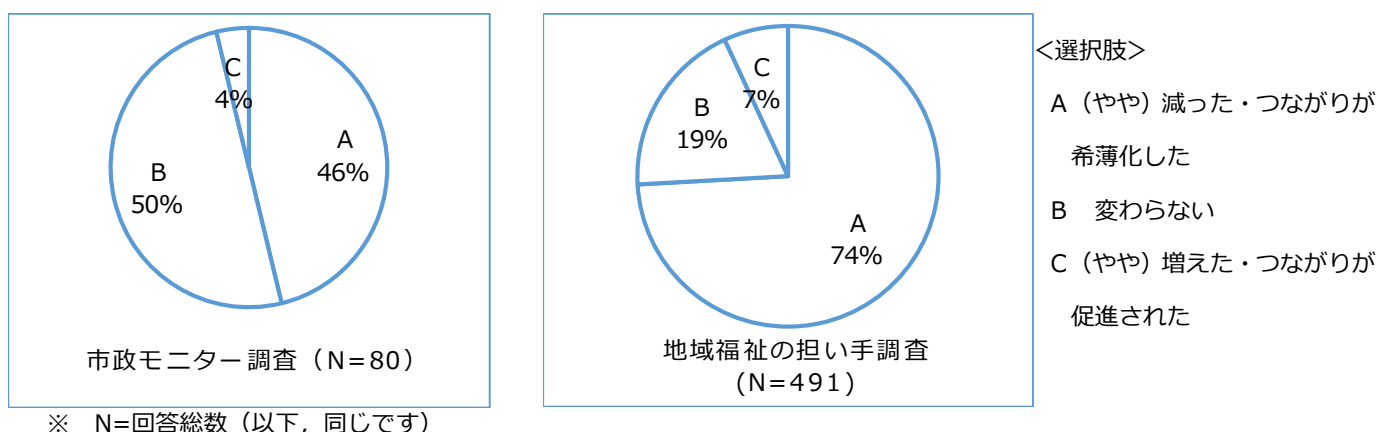
※ふれあいサロン事業…ふれあいや交流の場により，高齢者，障がい者，子ども，子育て中の親などの小地域でのつながりづくり，不安や孤立感を解消し閉じこもりを防ぐことを目的とした活動

【旭川市社会福祉協議会・各年度】

2 アンケートから見る旭川市の地域福祉の現状

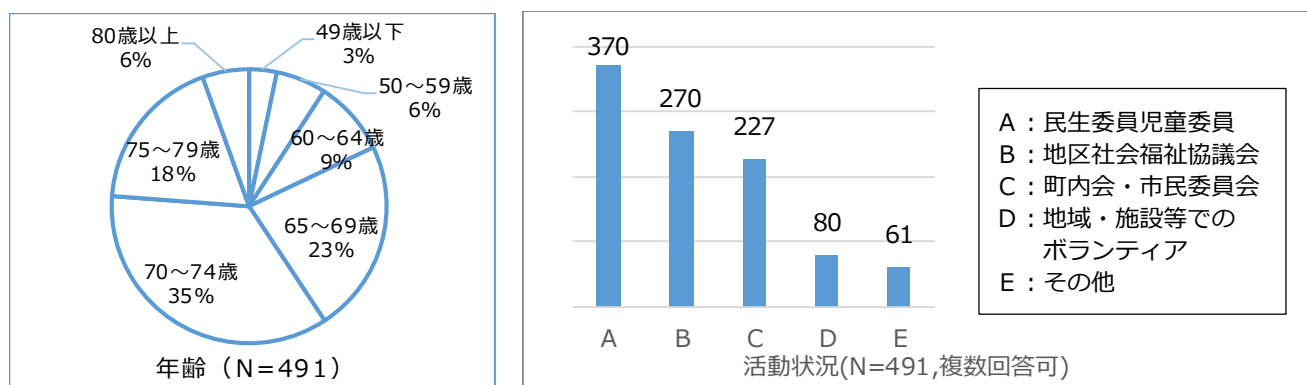
1 2 ページのとおり実施した、市政モニター調査（地域福祉に関する意識調査）及び地域福祉の担い手調査から見える、本市の地域福祉の概要について、次のとおり整理しました。

1 コロナ禍を経て、近所づきあいや地域活動への参加状況・地域における人と人とのつながりについての感じ方



コロナ禍においては、人が集まる会合・イベントへの制限が顕著であったことから、これらの企画運営をする地域福祉の担い手（以下「担い手」と言います。）や、これまで会合等に参加していた人にとっては、特に停滞感を覚えた傾向にあるものと考えられます。

2 【地域福祉の担い手調査のみ】担い手の年齢及び役職の重複状況

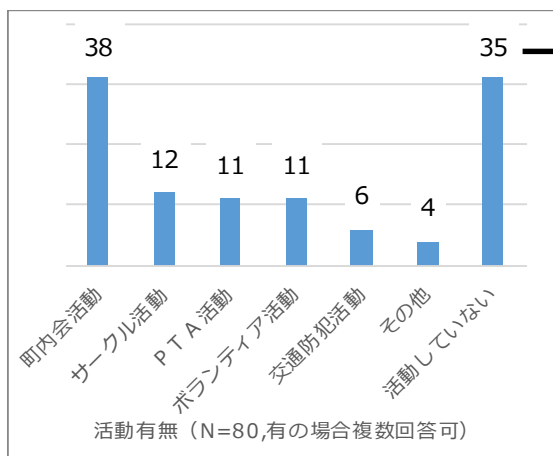


担い手の約6割が以上が70歳以上となっており高齢化が進んでいます。

なお、活動状況は重複選択可としており、1,008件の回答があったことから、1人の担い手が約2.1件の活動を（重複して）行っていることがわかります。

3 【市政モニター調査のみ】

地域活動への参加有無（有の場合はその活動内容）・活動をしていない理由

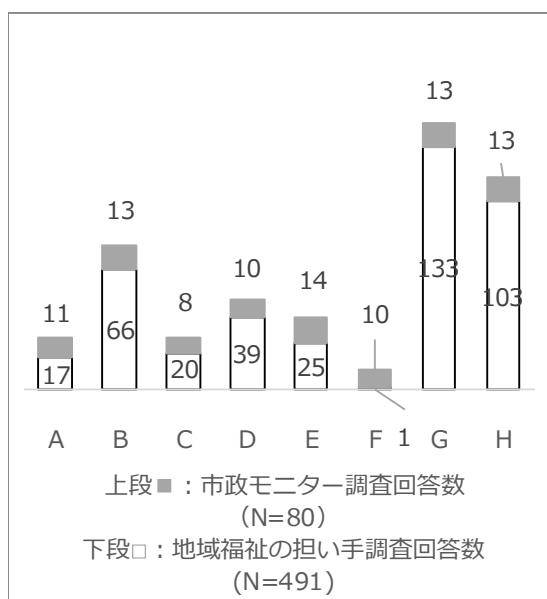


＜活動をしていない主な理由（複数回答可）＞

- ・ 仕事や家事などで時間がない（18人）
- ・ 地域の活動の情報や参加機会がない（14人）
- ・ 一度活動に参加すると、役員（活動の運営や企画）を打診されそうだから（11人）
- ・ 参加者に知り合いがないので、活動しようと思わない（11人）
- ・ 必要性を感じない（10人）

何らかの地域活動に参加している45人の8割が町内会活動を行っているという結果でした。また、活動をしていない理由は「時間的余裕がない」という回答が最も多くなっています。

4 制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える（ことが疑われる）ケース[◆]の把握



＜選択肢＞

- A 子育てと親の介護に同時に直面し困っている世帯
- B 高齢の親と就労していない独身の中高年の子どもで構成される世帯
- C 障害のある子どもを監護している親自身が、高齢や障害等により判断能力の低下が疑われる世帯
- D ごみが適正に処分されず周辺住民から苦情等が寄せられている世帯
- E ひきこもり状態の子を抱え適切な支援につながない世帯
- F ヤングケアラー（家事や家族の世話などで学業や生活習慣に影響がある子ども）がいる世帯
- G 家族や地域との関わりがなく社会的に孤立した世帯
- H 本人は支援の必要性を認識していないものの、周囲からみて明らかに支援の介入が求められると思われる世帯

市政モニター調査では当該ケースの把握について、32人から92件、地域福祉の担い手調査では146人から404件、合計496件の回答があり、内訳としては「社会的に孤立している世帯」・「支援の必要性を認識していないと思われる世帯」・「高齢の親と就労していない独身の中高年の子ども世帯」の順に多い結果となりました。

◆ 介護保険制度や障害福祉サービス等の公的な福祉制度に該当しない、世帯の中で複数の福祉制度の活用を要する、または周囲との関わりに拒否的で社会的に孤立している等の理由で日常生活に支援が必要な（必要と思われる）ケース

3 前計画の総括を踏まえた地域福祉の現状と課題，解決に向けた方向性

計画の策定に当たり，第4期旭川市地域福祉計画及び旭川市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画における市及び市社協の取組を振り返るとともに，統計データやアンケートの結果を踏まえ，本市の地域福祉に係る現状と課題，解決に向けた方向性について整理しました。

基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進

取組の方向(1) 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

取組の方向(2) 住民主体による支え合いの促進

取組の方向(3) 地域福祉を支える団体との共同による地域福祉力の向上

【関連施策・実施事業】

市		出前講座や地域活動・福祉に関する人材育成事業，市有施設の運営，町内会の加入促進，市民活動・地域活動に関わる団体・地域福祉の担い手等の支援，地域生活課題解決の体制整備，地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築や連携
市社協	市委託	生活支援体制整備事業，ファミリーサポートセンター介護型事業，認知症サポートセンター事業，認知症サポーター養成事業，福祉除雪サービス事業
	自主事業等	ボランティアセンター事業，地域支えあいのまちづくり事業，社会福祉法人ネットワーク構築事業

【指標の達成状況】

身近な地域の住民がお互いに助け合いながら暮らしていると「(少し) 感じている」市民の割合

基準 (H29 年度)	目標値	H31 (R 元) 年度	R3 年度	目標達成度
40.8%	50.0%以上	42.9%	41.7%	未達成 (横ばい)

【前期計画期間中の取組の振り返り等を踏まえた現状】

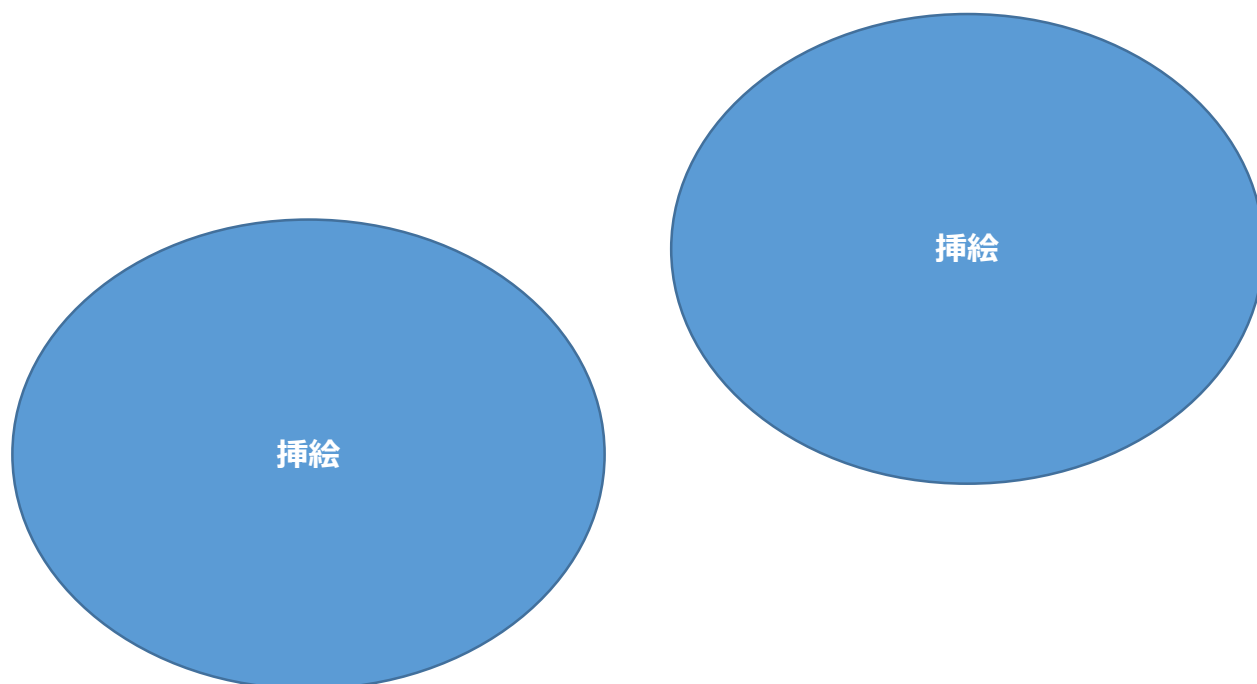
- コロナ禍によって、民生委員児童委員や地区社協等の地域での活動に制限がかかり、市及び市社協が実施する事業及び地域活動への支援も十分に実施することはできませんでした。
- 地域福祉の担い手の確保として、市社協ではセミナー開催の代替事業として実施した地域福祉活動に係るパネル展、福祉委員の選任、各地区社協でのボランティアセンターの設置推進に係る取組を行いました。
- 町内会について、旭川市市民委員会連絡協議会、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部及び市の3者での協定に基づく、アパートやマンション居住者の町内会加入促進に向けたチラシの配付や、町内会の活性化の活性化を目指し、運営の軽減・担い手の確保等のため地域内の情報共有にIT技術を活用する取組を令和4年度から開始しています。
- 地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を図ることを目的として配置していた「生活支援コーディネーター」を「地域まるごと支援員」として発展的に統合しました。
- アンケートにおいて、市政モニターが「自分が地域の方に手助けできる内容」として回答している上位の項目が、地域福祉の担い手にとって「地域で不足する日常生活に支援が必要な世帯に対するサービス」として捉えられていることがわかります（下表参照）。

＜市政モニター調査＞		＜地域福祉の担い手調査＞	
自分が身近な地域の方に「手助け」ができる内容 (N=80,複数回答可)		地域において最も不足している、日常生活に支援が必要な世帯に対するサービス (N=491,複数回答可)	
① 安否確認や見守り	39人	① 除雪	221人
② 話し相手や軽易な相談の相手	36人	② 話し相手や軽易な相談の相手	205人
③ 除雪	32人	③ 安否確認や見守り	204人

※ ○囲みの数字は回答の順位を示します。

【課題のまとめ・解決に向けた方向性】

- 地域のつながりが弱まっており、地域活動への参加者が減っています。
 - ・ 活動の参加に関する前提は地域のつながりであり、そのつながりの前提は「気持ちの良いあいさつ」であると旭川未来会議で意見交換がなされていたことを踏まえ、日常的かつ基本的なご近所とのあいさつを私たち一人ひとりが心掛けるようにします。また、地域福祉の講座等に参加し、自分にできることを考えてみることも大切です。
 - ・ 多くの人々が活動に参加しやすくするためには、その人の心身の状態に合わせた情報保障、円滑な意思疎通、権利を擁護することについて、さらに体制を充実させることが必要です。また、地域には自分とは異なる色々な個性や考えを持つ人がいること、病気や障がいによる特性を広く市民が理解し、配慮し合うことが求められます。
 - ・ 子どもが参加できる地域の身近な行事が減っているとの声があります。子どものうちから地域を身近にそして、学校とは異なる色々な世代や属性の人と一緒に活動することも楽しいと思えるような多世代交流等の取組が必要です。



- 地域福祉の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、担い手の負担感が増えています。
 - ・ 地域福祉の担い手アンケートでは、活動するメンバーの固定化・高齢化が見られ、回答者の約62%が一定の負担を感じています。地域での役職を兼務する人が多いことから、それぞれの役割の再確認や分担の在り方を検討し、最適化を図ることが必要です。また、担い手の負担軽減や円滑な地域活動に資するツールとして、ICTを導入し事務の円滑化及び活動のサポートを図っていきます。
 - ・ 住民のつながりの強化や多様性の理解は、新たな担い手の確保にとっても重要です。また、仕事や家庭の事情など各世帯で異なることから、「地域活動として何をするか」「担い手に求めること」についても画一的ではなく、できることを協力して行うという意識を共有し、その仕組みや体制を考えていくことが、担い手の裾野拡大にとって重要です。

- 地域活動や地域のニーズに関する各種調整や社会資源の開発の充実が求められます。
 - ・ 何らかの手助けをできると思っている人と当該支援を必要とする人のマッチングを円滑に行うことができるような、地域の支え合いの体制整備が必要です。
 - ・ 地域での支えあいについては、地域住民だけではなく、社会福祉法人等や地域活動や福祉事業を展開するNPO法人との協働、また有償ボランティアによる活動など様々な形を模索することも重要です。
 - ・ 上記の取組を推進する役割として、「地域まるごと支援員」による地域づくり支援の充実が求められます。

基本目標2 くらしを支える地域福祉施策の推進

取組の方向(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

取組の方向(2) 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進

取組の方向(3) 地域における権利擁護の体制の整備

【関連施策・実施事業】

市	福祉・保健関係の相談事業の実施（要援護者の把握と支援・各機関の連携体制の充実に係る取組を含む）、福祉サービスの情報提供、生活困窮者に対する各種自立支援事業、成年後見制度の利用促進等
市社協	市委託 見守り配食サービス事業、地域包括支援センター運営事業、自立サポートセンター運営事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業（道委託含む）、成年後見センター運営事業
	自主事業等 地域福祉の普及啓発事業（各種情報発信の検討）、福祉人材バンク事業、在宅福祉サービス事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業の検討、包括的な相談支援体制構築の検討

【指標の達成状況】

悩みや不安を感じたときの相談機会が「(まあ) 充実している」と感じている市民の割合

基準 (H29年度)	目標値	H31 (R元) 年度	R3年度	目標達成度
26.3%	34.0%以上	24.9%	21.9%	未達成 (微減)

【前期計画期間中の取組の振り返り等を踏まえた現状】

- 各相談支援機関の取組のほか「住まいサポートあさひかわ（旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会）」の設置・運営，生活困窮者家計改善支援事業や成年後見制度に係る法人後見事業の新規実施など個々の相談支援の充実を図ってきました。
- 令和4年度から地域まるごと支援員を配置し，制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱えるケースに対して，関係機関と連携した支援を実施しています。

【課題のまとめ・解決に向けた方向性】

- 相談支援に係る各種取組が市民の相談機会の充実の実感につながっていません。
個々の相談支援の充実を図るとともに，気軽さ身近さを感じられる相談の敷居を下げる工夫や，・わかりやすい相談窓口の情報の提供の更なる窓口の周知が重要です。
- 制度の狭間を埋める個々の支援の仕組みが充分とは言えません。
既存制度で解決しきれず，民間事業者や地域での支え合いでは対応が難しいような，公益性や専門性の高い個々の支援の仕組みに関して，市や市社協を中心とした検討が必要です。
- 包括的な支援体制のさらなる体制整備が求められます。
制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を抱えるケースについて増加を実感する声が多いこと，また当該ケースについて『支援の声をあげられず潜在化しやすい・支援に拒否的・課題の困難さから支援が中長期に及ぶ』等の傾向があることを踏まえ，「地域まるごと支援員及び支援関係機関の連携による柔軟な対応」「身近な地域での見守りや支援体制の充実」「課題解決を急がず，対象者に寄り添い継続的に実施する支援の実施」等が必要です。

基本目標3 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

取組の方向(1) ひとにやさしい生活環境づくりの推進

取組の方向(2) 災害時に備えた地域づくりの推進

取組の方向(3) 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進

【関連施策・実施事業】

市		公共施設及び道路のバリアフリー化, 心のバリアフリーに関する取組, 除雪関連事業, ふれあい収集の実施, 避難行動要支援者名簿・福祉避難所の開設など災害時に備えた対応, 介護予防やがん検診など地域での健康づくりに関する取組
市社協	市委託	福祉除雪サービス(再掲), 高齢者等健康福祉センターの管理運営
	自主事業等	災害ボランティアセンター体制整備事業, 地域支えあいのまちづくり事業(再掲)

【指標の達成状況】

地域の総合的な快適性について「(まあ)よい」と感じている市民の割合

基準 (H29年度)	目標値	H31 (R元)年度	R3年度	目標達成度
38.8%	44.4%以上	39.4%	38.5%	未達成 (横ばい)

【前期計画期間中の取組の振り返り等を踏まえた現状】

- 旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例を制定し、市や市社協、住民
その他関係者・関係団体の連携・協力による地域共生社会の実現を目指しています。
- 市民の健やかで幸せな生活（健幸）づくりに関する行動計画である「スマートウエルネス
旭川プラン」を策定しました。
- 福祉除雪サービス等の継続実施のほか、住宅前道路除雪事業では、地域住民等が協力団体
となり除雪支援を行う取組を令和元年度に行ったモデル事業を経て実施しています。
- 災害時に備えた取組として、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の策定や、市と市
社協間の協定に基づく災害ボランティアセンターを設置しました。

【課題のまとめ・解決に向けた方向性】

- 現行計画期間中、コロナ禍で地域での各種がん検診や介護予防運動教室の実施が停滞す
る時期が続いたことから、今後取組の再開そしてコロナ禍を経て新たな形での取組の拡充が
求められます。
- アンケートから、地域に不足する日常生活に支援が必要な世帯に対するサービスとして
「除雪」や「安否確認・見守り」が挙げられていることから、日常生活に関する安心・安全
な地域づくりが求められます【(再掲) 基本目標 1 に同じ】
- 豪雨や地震等の災害時を想定し、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する人
(避難行動要支援者)に係る名簿を作成しており。今後、名簿の活用による個別避難計画の
作成促進などを含め、地域における災害への備えの充実が必要です。

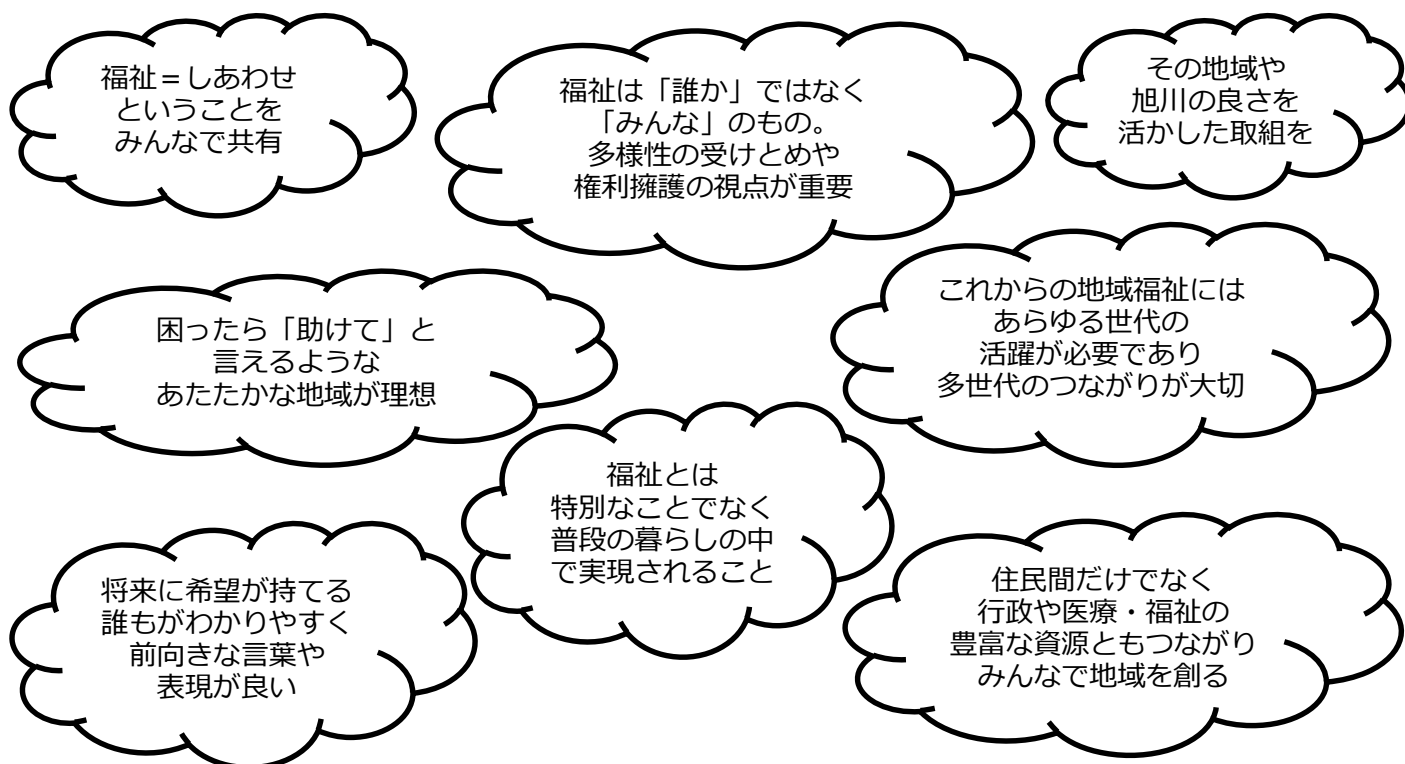
1 基本理念

普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく
しあわせに生きるための
あたたかいつながりが 育まれる地域

令和4年度に開催された「旭川未来会議2030（令和4年度福祉分野WG）」では、この計画の計画期間の終期と同じ『2030年の（福祉に関する）旭川のあるべき姿』について意見交換を行いました。その中で、次のとおり、様々な福祉分野等の参加者から発表された考えや思いをまとめたスローガンを設定しました。計画では、このスローガンをもとに上記のとおり、基本理念を掲げます。

人それぞれ大切にしたいものやこと（幸せや豊かさ）に違いはありますが、基本理念に基づき、みんながつながり・支え合うことで、それらをお互いに実現することができるような地域を目指します。

<令和4年度福祉分野WGでスローガンの設定に当たり交わされた意見（一部抜粋）>



2 計画の体系

計画では、基本理念を踏まえ4つの目指す地域像を掲げました。また各地域像を具現化するための基本的な考え方を次のとおり設定し、関連する取組の推進します。

目指す地域像1 個性や多様性をお互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域

地域のつながりの前提となる、多様な価値観・考え方、疾病や障害による特性を理解し配慮し合うことへの理解や、福祉的支援が必要な人が円滑に地域に参加するための支援を促進する取組を推進します。また、権利擁護や犯罪の防止に係る施策の推進を図ります。

基本的考え方(1) 地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う

基本的考え方(2) 一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる

目指す地域像2 一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域

地域活動への参加、地域福祉の担い手の確保等に係る各種取組の実施。各種取組においては、必要な支援の提供により支え手・受け手を固定せずに、全ての人がある人らしく活躍できる機会の確保や、住民だけではなく多様な主体との連携による地域の課題解決を目指します。

基本的考え方(1) 多様なつながりを育む

基本的考え方(2) 地域における福祉の担い手を確保する

基本的考え方(3) 支える側・支えられる側を超えて地域で活躍する

目指す地域像3 誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域

各福祉分野の相談や支援を充実しつつ、公的制度を利用できない又は何らからの事情で「困っている」という声を上げられない人等に対しても、地域の気づきや見守り・関係団体の連携による専門的な関わりによる包括的な支援を提供し、誰一人取り残さない地域を創ります。

基本的考え方(1) 困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる

基本的考え方(2) 生活困窮者に対する自立支援方策の推進

基本的考え方(3) 重層的支援体制整備事業の計画的実施

目指す地域像4 みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域

地域活動や福祉の取組は、個人の心身の状況がその人に適する良好な状態であること、普段の生活において、また災害時に向けた備えが十分であることにより、安心・安全な地域であることを基礎とするものであり、これらの確保・充実に向けた取組を推進します。

基本的考え方(1) 個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める

基本的考え方(2) 日常生活に関する安心・安全な地域づくり

基本的考え方(3) 災害時に備えた取組の推進

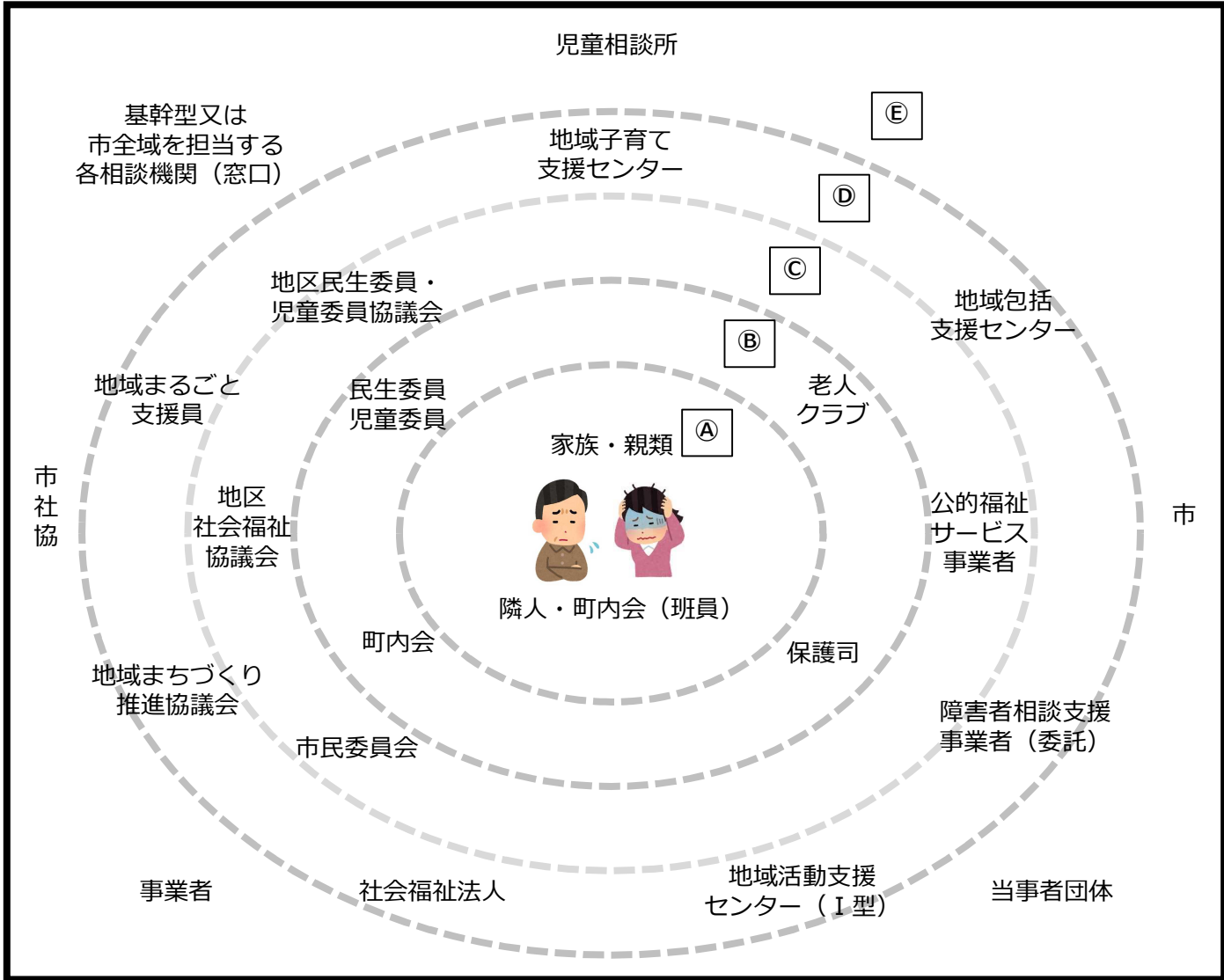
3 地域福祉の推進に関わる個人や団体

条例において、地域福祉の推進に係る個人や団体を下表のとおり6つに区分して、その責務や役割を定めていることを踏まえ、計画の各項目においても、それぞれに求められる意識や取組等について整理して記載します。

1	市民	市内に住所を有する人，市内に居住する人又は市内に通勤し，若しくは通学する人
2	事業者	市内で事業を営む個人又は法人その他の団体 (3・4を除きます) ※ 地域づくりや社会福祉に関わらない全ての事業者を言います。
3	地域活動団体	町内会などの地域のまちづくりを行う団体 (4を除きます) 例：町内会，市民委員会，地域まちづくり推進協議会など
4	関係団体	市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体 例：社会福祉法人，公的福祉サービスを提供する事業者 社会福祉に関する任意団体，地区社会福祉協議会 民生委員・児童委員，保護司 など
5	旭川市 社会福祉協議会	社会福祉法第109条に規定される，地域福祉の推進を図ることを目的とした団体で，市内に事務所を有するもの
6	旭川市	※ 地域共生社会の実現には，福祉の領域だけではなく分野を超えた連携が求められることから，条例に基づき部局間の連携を強化し，庁内横断的な取組を推進していきます。

4 地域福祉の範囲とそれぞれの主な役割や取組

私たちの周りには、地域における活動や福祉向上に係る各種取組、困りごとの相談対応に関わる団体や個人が多くあります。これらの団体等について、困りごとを抱える人を中心とした地域の範囲を最も身近な階層（A）～主に市全体を対象とする広域な階層（E）に分類し、それぞれの主な役割や取組について、次のとおり示します。



- A 家庭内での協力、近所づきあい・挨拶、気になる世帯の把握・情報提供、地域活動への参加、災害リスクの把握等
- B 活動の機会づくり・交流促進、防災防犯活動（避難支援等）、気になる世帯の見守り・適切な機関へのつなぎ・地域ニーズの把握
- C Bの活動との連携した取組や活動支援、地域の情報共有やニーズを踏まえた福祉課題の整理・解決に向けた取組の実施
- D Cの活動の広域的展開、地域活動団体や支援機関間の調整・ネットワーク化、地域課題の行政との共有・社会資源の創出、地域における相談機能、社会福祉法人による地域における公益的取組
- E 総合的施策の企画・調整、基幹的相談支援の実施、高度な課題への専門的対応、当事者間の交流・社会参加等の促進、地域への多面的協力

